

令和5年 第3回 幸手市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和5年3月24日 午後3時00分から午後5時15分

2 開催場所 幸手市役所第二庁舎第2会議室

3 出席委員

農業委員会委員（14名）

会 長

会長代理

7番	船	川	由	孝
14番	鈴	木		栄
1番	矢	島	清	春
2番	大	澤	年	一
3番	奥	貫		進
4番	江	森	正	之
5番	野	村	美	左緒
6番	倉	持	昭	夫
8番	田	中	吉	雄
9番	熊	谷	隆	夫
10番	山	中		栄
11番	増	田	隆	司
12番	増	田	福	重
13番	松	島	政	雄

農地利用最適化推進委員（6名）

	岡		政	美
	関	根	俊	男
	梅	山	友	行
	石	関		功
	小	池	昭	三
	小	川		肇

4 欠席委員 （なし）

5 議事日程

第1 議事録署名人について

第2 議事

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農地の公売に対する買受適格証明願承認について

議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について

議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案に対する意見について

議案第7号 幸手農業振興地域整備計画の変更について

議案第8号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針について

第3 報告事項

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について

報告第2号 雑草対応状況について

報告第3号 遊休農地の利用意向調査について

6 その他

・事務連絡

7 事務局

局長 田中孝徳

主幹 加藤照樹

主査 堀野真一

主任 岡安育子

開会 午後3時00分

◆局長

皆様、こんにちは。

定刻になりましたので、令和5年第3回幸手市農業委員会を始めさせていただきます。

本日の出席委員は14名でございます。幸手市農業委員会会議規則第9条に規定する会議定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

また、本日は6名の農地利用最適化推進委員の方にご出席をいただいております。

それでは、開会に当たりまして、会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長、よろしくお願いいたします。

◆会長

(会長挨拶をする)

◆局長

ありがとうございました。

それでは、議事のほうに入らせていただきます。

議事の進行につきましては、幸手市農業委員会会議規則第4条の規定によりまして、会長が議長となり進めることとなっております。

それでは、会長、よろしくお願いいたします。

◆会長

それでは、まず初めに、第1回1月の議事録を確認いたします。

事務局から発言を求められておりますので、事務局、お願いします。

(事務局修正を話す)

ただいま事務局から第1回の議事録について修正の説明がありました。何か質問等ございますか。

(委員質問及び意見を述べる)

ほかにごございますか。

(なしの声あり)

それでは、第1回の議事録確認は終了いたします。

続いて、議事日程第1議事録署名人の指名についてですが、私から指名してよろしいですか。

(異議なしの声あり)

それでは、4番の江森委員、5番の野村委員をお願いいたします。

続いて、日程第2議事に入ります。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についてを上程いたします。

事務局、説明をお願いします。

◆事務局

資料1の議案第1号をご覧ください。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について説明します。

今回は2件でございます。

番号1、土地の所在 上高野字慶作前〇〇、地目は登記・現況ともに田、面積 836㎡、譲受人 南二丁目〇〇 〇〇〇〇、譲渡人 久喜市〇〇 〇〇〇〇、譲受理由 耕作便利、譲渡理由 労力不足、譲受人の耕作面積、家族数、耕作面積 17,649.68㎡、家族数 9人、耕作者数 3人、所有権移転となります。

権利を取得しようとする者が農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可の要件を満たしていると考えます。

以上です。

◆会長

この案件については、〇〇番の〇〇委員から意見を伺いたいと思います。

〇〇委員、お願いします。

◆担当委員

この案件は久喜市の〇〇〇〇さんという方が譲渡人です。3月13日に書類を頂いたのですが、ご自宅が分からないため事務局に確認しまして、18日午後に〇〇さんに直接お会いしました。

〇〇さんは、夫が亡くなって3年ぐら이다そうで、農業はしていません。老人ホームやコンビニエンスストアなどに土地を貸して不動産収入で生活しているそうです。

申請地は親の代から譲受人の〇〇〇〇さんにお貸ししているとのこと。今日も先ほど現地に行ってきましたのですが、両側を譲受人の〇〇さんの田んぼに挟まれている土地で、〇〇さんも親の代から一体として耕作していたため、そのまま買うということになったそうです。

譲受人の〇〇さんについては、不動産屋をしている息子に連絡を取ったのですが、用事があって駄目だということで、一緒に農作業をやっていると申請書に記載されているもう一人の息子を訪ねました。

〇〇さんはコンバインもあるし、全部今までやっていた方なので、農業は問題なくできると思います。

皆様のご審議をお願いします。

以上です。

◆会長

ありがとうございました。

1番の案件について、質問等ございますか。

(なしの声あり)

それでは、1番の案件について承認することよろしいですか。

(異議なしの声あり)

それでは、1番の案件は承認されました。

続いて2番に移りますが、この案件は私の案件ですので、一時席を外して、議長を会長代理にお願いしたいと思います。

(会長退席)

◆会長代理

それでは、会長に代わりまして議事を進めさせていただきます。

続いて、2番に移ります。

事務局、説明をお願いします。

◆事務局

番号2、土地の所在 戸島字立野〇〇外13筆、地目は登記・現況ともに田、面積の合計は10,403.6㎡、譲受人 大字神扇〇〇 〇〇〇〇、譲渡人 戸島一丁目〇〇 〇〇〇〇、譲受理由につきましては、事業を拡張させるということで経営規模拡大、譲渡理由としましては、後継者不足により維持管理ができないということで労力不足となっております。譲受人の耕作面積、家族数、面積 52,387.9㎡、家族数 6人、耕作者数 3人、所有権移転となります。

権利を取得しようとする者が農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可の要件を満たしていると考えます。

以上です。

◆会長代理

それでは、この案件につきまして、〇〇番の〇〇委員から意見を伺いたいと思います。

〇〇委員、お願いします。

◆担当委員

譲渡人の〇〇〇〇さん及び譲受人の〇〇〇〇さんにお話を伺いました。

申請地は、譲渡人の〇〇さんの実の兄の所有だったのですが、昨年亡くなって、実家で一緒に暮らしていた妹の〇〇さんが全ての農地を相続したものです。〇〇さんご本人は会社員で、子2人と暮らしています。農業機械等は所有していません。申請地は兄の所有のときから譲受人の〇〇さんに耕作してもらっていたということです。子供たちも将来、農業をする意思はないということで、今回の売却に至ったとのことでした。

今回、田んぼは全て譲受人の〇〇さんが購入することになりますが、自宅前の畑だけ残ります。畑については、〇〇さんも購入する意思はないそうです。ほかの方にも当たったのですが、現在は購入する意思のある方はいないということで、この畑については、

〇〇さん本人が草を取ったりして維持管理をしていくとのことでした。

なお、譲受人の〇〇さんについては、大規模に稲作をやっていますので、購入して引き続きこれらの土地を耕作するのは問題ないと思います。

以上です。

◆会長代理

ありがとうございました。

2番の案件について、質問等はございますか。

(なしの声あり)

では、2番の案件について承認することでよろしいですか。

(異議なしの声あり)

それでは、2番の案件は承認されました。

議長を会長に戻し、進行をお願いしたいと思います。

(会長復席)

◆会長

どうもありがとうございました。

それでは、続いて議案第2号農地法第4条の規定による許可申請についてを上程いたします。

事務局、説明をお願いします。

◆事務局

資料1の議案第2号をご覧ください。

議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について説明します。

今回は1件でございます。

資料2のNo.3をご覧ください。

番号3、土地の所在 惣新田字菅島〇〇、登記地目 畑、現況地目 宅地、申請人 大字惣新田〇〇 〇〇〇〇、転用目的 既存宅地、農地区分は、10ha以上の一団の農地ということで第1種となります。

こちらの申請は、既存宅地による追認の農地転用申請となります。都市計画区域が市街化区域と市街化調整区域に分けられた昭和45年8月25日以前から宅地として使用している部分の農地転用を行うというものです。申請地は、地番〇〇の宅地と一体利用していましたが、このたび申請地が農地のままであることが分かったため、正式に宅地にすべく、今回の申請に至ったものです。

この案件については、あらかじめ春日部農林振興センターに航空写真及び現地を確認していただいております、許可の見込みがあることを確認しております。

必要添付書類が添付されており、立地基準、一般基準とも満たしていると考えていま

す。

以上です。

◆会長

それでは、この案件については、〇〇番の〇〇委員から意見を伺いたいと思います。

〇〇委員、お願いします。

◆担当委員

3月18日に申請人の〇〇〇〇さんのお宅に伺いまして、お話を聞いてきました。

〇〇さん自身は、米を9反ほど、苗から稲刈りまで全部自分でやっているということです。

資料3の公図のほうに建物の配置図というのが載っていますので、それを見ていただくと分かりやすいと思いますが、斜線が引いてあるところが申請の土地です。吉田地区は昭和45年から46年にかけて耕地整理が行われましたが、その耕地整理のときには、この居宅というところが入っている土地しか宅地として認められなかったということです。この斜線の引いてあるところの左側の物置というところは、以前は牛舎で、牛を十数頭飼っていたそうです。その隣の物置も農地にかかっていますが、耕地整理のときに、住宅ではないから宅地として認められなかったため、畑として登記されたままになっていたそうです。なお、この物置の南側のほうは庭や植栽等になっていますが、牛を飼っているときに放牧したりする場所だったそうです。

この先、自分の子供の代になると、そういう経過も分からなくなるので、今の自分がいるうちに、現況に合わせて登記上の地目を宅地に変えたいということです。

線引き以前から建物が建っていたところですし、この案件は問題ないと思います。

以上です。

◆会長

ありがとうございました。

3番の案件について、質問等ございますか。

(なしの声あり)

ないようですので、3番の案件については承認することよろしいですか。

(異議なしの声あり)

それでは、3番の案件は承認されました。

続いて、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請についてを上程いたします。

事務局、説明をお願いします。

◆事務局

資料1の議案第3号をご覧ください。

議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について説明します。

今回は2件でございます。

資料2のNo.4をご覧ください。

番号4、土地の所在 下川崎字亀田〇〇外5筆、登記地目 田及び畑、現況地目 畑、面積の合計は318.91㎡、譲受人 上尾市〇〇 〇〇(株)(代)〇〇〇〇、譲渡人 大字下川崎〇〇 〇〇〇〇、転用目的 建売住宅、施設の概要 居宅1棟 59.04㎡、農地区分は、10ha未満の広がり農地ということで第2種となります。所有権移転となります。

本申請は、建売住宅1棟を建築するもので、地番〇〇の宅地16.78㎡を含む全体面積は335.69㎡となります。

開発行為に関して担当課に確認したところ、都市計画法第34条第11号区域であり、許可の見込まれるものとのことでした。

申請地につきましては、周囲が既に住宅地開発がされている場所であり、西側はその住宅地、北側及び東側は水路敷地となっておりますが、コンクリートブロックを積む計画であり、周囲への影響もありません。

なお、農地転用と開発許可は同日の許可となる見込みです。

また、必要添付書類が添付されており、立地基準、一般基準とも満たしていると考えています。

以上です。

◆会長

それでは、この案件については、〇〇番の〇〇委員から意見を伺いたいと思います。

〇〇委員、お願いします。

◆担当委員

まず、譲渡人の〇〇〇〇さんは、高齢のため、息子が稲作を中心に1.7町ほどの農地を耕作しています。農機具等については全てそろっているとのことでした。

申請地は、畑として野菜を作っていましたが、隣地も既に宅地となっており、現在南側も建売住宅が建設中で、申請地のみ農地として残っています。今回、南側の住宅を建設中の譲受人の〇〇(株)から、一緒に宅地として開発したいと話があり、申請に至ったとのことでした。

事務局から説明があったとおり、場所的にも問題なく、この申請についてはやむを得ないものと思われまます。

以上です。

◆会長

ありがとうございました。

4番の案件について、質問等ございますか。

(なしの声あり)

それでは、4番の案件について承認することよろしいですか。

(異議なしの声あり)

それでは、4番の案件は承認されました。

続いて、5番に移ります。

事務局、説明をお願いします。

◆事務局

資料2のNo.5をご覧ください。

番号5、土地の所在 上高野字本村前〇〇、地目は登記・現況ともに田、面積 592㎡、譲受人 大字幸手〇〇 〇〇〇〇、譲渡人 大字上高野〇〇 〇〇〇〇、転用目的 敷地拡張(駐車場)、施設の概要 貸駐車場、農地区分は、10ha未満の広がり農地ということで第2種となります。所有権移転となります。

本申請は、現在、付近のクリニック及び薬局で使用している駐車場が慢性的な満車状態のため、解消のために拡張するものです。現在の駐車場同様、申請者が整備をして貸駐車場とするもので、盛土をして砂利を敷く計画となっています。周囲には控え壁つきのコンクリートブロックを積む計画となっており、周囲への影響はありません。

必要添付書類が添付されており、立地基準、一般基準とも満たしていると考えています。

以上です。

◆会長

それでは、この案件については、〇〇番の〇〇委員から意見を伺いたいと思います。

〇〇委員、お願いします。

◆担当委員

3月22日に、地元の〇〇委員に同行をお願いして現地確認し、譲渡人の〇〇〇〇さん宅を訪問してお話を伺いました。

〇〇さんは、2反ほど田畑を所有していますが、生業はレンタカー業で、十数年来、作付は何もしていないそうです。なお、トラクターと耕運機は所有していますが、草が出ないように耕すだけとのことでした。

申請地は場所が悪くて小さいため、作付依頼をしても受けてくれる人もなく、保全管理だけしていましたが、今回、隣接するクリニックや眼科などの駐車場が手狭になっているので駐車場用地として購入したいと話があったため、今回の申請となったということです。

譲受人の〇〇〇〇さんには電話でお話を伺いましたが、特に問題ないと思います。

皆様の審議、よろしく申し上げます。

以上です。

◆会長

ありがとうございました。

5番の案件について、質問等ございますか。

◆委員

すみません、1つだけ確認したいのですが、資料2の地図で言うと、既存の駐車場というのは、この下の部分ですか。

◆事務局

そうです。分かりにくくて恐縮なんですけど、今回の申請地は太い線で書いてあります。その真下のところに薬局を含んだところが細い線で書いてありますが、この薬局の周りの空地の部分が、現在、駐車場として使われている敷地です。

◆委員

分かりました。

◆会長

ほかにございますか。

(なしの声あり)

それでは、5番の案件について承認することよろしいですか。

(異議なしの声あり)

それでは、5番の案件は承認されました。

続いて、議案第4号農地の公売に対する買受適格証明願承認についてを上程いたします。

事務局、説明をお願いします。

◆事務局

資料1の議案第4号をご覧ください。

議案第4号農地の公売に対する買受適格証明願承認について説明します。

資料2の右上に買受適格証明と記載してある地図をご覧ください。

番号1、土地の所在 惣新田字東川〇〇外2筆、地目は登記・現況ともに田、面積の合計は5,730㎡、申請人 茨城県笠間市〇〇 〇〇(株)(代)〇〇〇〇、営農の状況 耕作面積 46,235㎡ 耕作者数4人、所有者 大字惣新田〇〇 〇〇〇〇、備考 入札期間 令和5年4月4日から令和5年4月11日 開札日時 令和5年4月18日。

買受適格証明は、農地法3条の規定による許可を必要とする公売に参加する場合、入札の手続の際、提出する書類となります。

なお、本案件は、前回の総会にて別の申請人が買受適格証明願を承認された農地の4筆のうち3筆を対象とするものです。

本申請について、笠間市農業委員会及び本人に確認したところ、耕作状況は、笠間市で中間管理機構を通した畑46,235㎡に主にネギを中心に耕作しており、本申請地における予定耕作物もネギとのことでした。農作業の従事状況は、夫婦及び子、使用人1名の計4名で、八潮市在住の子が中心的に農業に従事しているとのことでした。農機具の保有状況は、トラクター2台、耕運機2台、トラック3台を保有しているとのことでした。

また、本申請に至った理由としては、農地拡大を考えて、安価で購入できる公売物件を探していたところ、本申請地を公売情報から見つけたとのことでした。

なお、農機具の運搬については、所有のトラックで運搬するとのことであり、公売地を入札により取得できた場合の耕作も特に問題ないと考えます。

以上のことから、申請者に対し買受適格証明を承認しても問題ないと考えています。

なお、申請者が落札しましたら、その後、農地法第3条の申請が提出される見込みです。

以上です。

◆会長

それでは、この案件について、質問等ございますか。

〇〇委員。

◆委員

質問ということではないのですが、公売に参加してもらうのはいいことですが問題ないと思っておりますが、本当にネギを作れるのか心配です。申請地は湿気が多いところですので。

◆事務局

すみません。今の〇〇委員の不安な部分ということで、私も実は申請人が窓口に来た際に、状況を確認したところでした。申請人は先ほど説明をしたとおり、実際に笠間市のほうで中間管理機構を通して農地を借りていて、ネギを作っているそうです。ほかにタマネギなども作っていますが、ほぼナガネギということでした。

実は、申請地は前回の総会で買受適格証明願を皆様にご承認いただいたところのうち、1筆だけ抜けています。初めは、公売情報に載っている全4筆ということだったのですが、そのうち1筆は細い筆で、周りとの区切りがなく一体となっていてどこまでが田んぼか分からないようなところなので、隣の田んぼに水が入ったら水浸しになってネギはできないですよ、現地を必ず確認して入札をするかどうかを決めてくださいとお話ししました。ご本人が現地を確認したところ、そこは確かに水浸しになってしまうからできないけれども、ほかのところはできそうだということでした。ご本人ができるとの判断で申請するのであれば、問題はないと事務局は理解しています。

◆委員

分かりました。

◆会長

ほかにございますか。

(なしの声あり)

それでは、買受適格証明願について承認することよろしいですか。

(異議なしの声あり)

それでは、議案第4号の買受適格証明願を承認することといたします。

続いて、議案第5号に移りますが、この案件については私の関係する案件となりますので、一時、席を外し、議長については会長代理にお願いしたいと思います。

よろしく申し上げます。

(会長退席)

◆会長代理

それでは、会長に代わりまして、議事を進めさせていただきます。

議案第5号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画についてを上程いたします。

事務局、説明をお願いします。

◆事務局

議案第5号をご覧ください。

議案第5号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について説明します。

今回の案件は全部で18件ございます。

議案書は7ページから16ページになります。

利用権の設定を受ける者、する者、土地の所在、地目、面積、新規更新の別、契約期間、賃借料、作物、権利の種類の順で読み上げさせていただきます。

なお、一部内容を省略させていただきます。

番号1、天神島 ○○○○、神明内 ○○○○、神明内○○外1筆、田、2,605㎡、更新、10年、10a当たり30kg、水稻、賃貸借権設定。

番号2、神明内 ○○○○、神明内 ○○○○、神明内○○外3筆、田、3,630㎡、新規、5年、水稻、使用貸借権設定。

番号3、行田市 公益社団法人 埼玉県農林公社、東五丁目 ○○○○、上吉羽○○外3筆、田、7,558㎡、新規、10年、10a当たり毎年JA埼玉みずほコシヒカリ1等米概算金 30kg相当額、水稻、賃貸借権設定。

番号4、行田市 公益社団法人 埼玉県農林公社、木立 ○○○○、木立○○外7筆、田、9,752㎡、新規、10年、10a当たり毎年JA埼玉みずほコシヒカリ1等米概算金

30 k g 相当額、水稲、賃貸借権設定。

番号 5、平須賀 ○○○○、平須賀 ○○○○、神明内○○外 4 筆、田、9,529㎡、更新、10年、水稲、使用貸借権設定。

番号 6、戸島 ○○○○、長間 ○○○○、長間○○、田、1,911㎡、新規、10年、10 a 当たり 30 k g、水稲、賃貸借権設定。

番号 7、長間 ○○○○、長間 ○○○○、長間○○外 2 筆、田、6,080㎡、新規、5年、10 a 当たり 30 k g、水稲、賃貸借権設定。

番号 8、神扇 (有) ○○、平須賀 ○○○○、平須賀○○外 1 筆、田、5,942㎡、新規、10年、10 a 当たり 30 k g、水稲、賃貸借権設定。

番号 9、神扇 (有) ○○、平須賀 ○○○○外 1 名、平須賀○○外 2 筆、田、5,434㎡、新規、10年、10 a 当たり 30 k g、水稲、賃貸借権設定。

番号 10、行田市 公益社団法人 埼玉県農林公社、長間 ○○○○、長間○○外 12 筆、田、17,284㎡、新規、10年、10 a 当たり毎年 J A 埼玉みずほコシヒカリ 1 等米概算金 30 k g 相当額、水稲、賃貸借権設定。

番号 11、千塚 ○○○○、円藤内 ○○○○、松石○○、田、785㎡、更新、5年、10 a 当たり 30 k g、水稲、賃貸借権設定。

番号 12、千塚 ○○○○、円藤内 ○○○○、円藤内○○、田、586㎡、更新、5年、10 a 当たり 30 k g、水稲、賃貸借権設定。

番号 13、千塚 ○○○○、中五丁目 ○○○○、幸手○○外 1 筆、田、2,085㎡、更新、5年、10 a 当たり 30 k g、水稲、賃貸借権設定。

番号 14、千葉県山武市 (株) ○○、槇野地 ○○○○、槇野地○○外 21 筆、畑及び田、13,056㎡、新規、10年、10 a 当たり 5,000円、麦及び水稲、賃貸借権設定。

番号 15、千葉県山武市 (株) ○○、槇野地 ○○○○、槇野地○○外 16 筆、畑、7,619㎡、新規、10年、10 a 当たり 5,000円、麦、賃貸借権設定。

番号 16、千葉県山武市 (株) ○○、槇野地 ○○○○、槇野地○○外 4 筆、畑、1,151㎡、新規、10年、10 a 当たり 5,000円、麦、賃貸借権設定。

番号 17、千葉県山武市 (株) ○○、槇野地 ○○○○、槇野地○○外 7 筆、畑、4,132㎡、新規、10年、10 a 当たり 5,000円、麦、賃貸借権設定。

番号 18、千葉県山武市 (株) ○○、槇野地 ○○○○、槇野地○○外 11 筆、畑及び田、5,773㎡、新規、10年、10 a 当たり 5,000円、麦及び水稲、賃貸借権設定。

以上です。

◆会長代理

それでは、まず初めに、1 番から 4 番までの案件が権現堂川地区となりますので、推進委員の○○委員の意見を伺いたいと思います。

〇〇委員、お願いします。

◆推進委員

まず、1番ですが、貸付人の〇〇〇〇さんからお話を伺いました。

〇〇さんは10年以上前から借受人の〇〇〇〇さんに貸しているということで、当初はみそを造るために大豆を作っていました。今は水稻を作っているそうです。10年の更新の申請です。特に問題はないと考えます。

続いて、2番です。貸付人の〇〇〇〇さんの息子にお話を伺いました。

〇〇さんの息子は、定年後7年、父親の〇〇さんから受け継ぎ、自分で耕作を行ってきましたが、去年、選別機等の農機具が壊れたとのこと。新たに購入することも考えましたが、米の価格も安いし、その他の経費もかかるため、耕作してもやっつけられないとのことでした。160aの耕作地のうち36aぐらいだったら耕作できると借受人の〇〇〇〇さんが言ってくれたため、今回申請をしたそうです。残りは、農協に耕作者を探してもらっているとのことでした。新規5年の申請になります。特に問題はないと考えます。

次は3番です。貸付人の〇〇〇〇さんにお話を伺いました。

〇〇さんは、3年前から上吉羽の〇〇〇〇さんに相対で耕作をお願いしていたということでした。今回、埼玉県農林公社を通して正式に〇〇さんに貸付けするとのこと、新規10年の申請です。問題はないと考えます。

最後に4番です。貸付人の〇〇〇〇さんにお話を伺いました。

〇〇さんは、これまで耕作を行ってきましたが、農業機械が老朽化し経費がかかるため、自分で耕作を維持することができないということで、今回の申請に至ったものです。農業機械は、トラクター以外は処分したそうです。新規10年の申請です。問題はないと考えます。

以上です。

◆会長代理

ありがとうございました。

〇〇委員に農用地利用集積計画についてご説明いただきましたが、質問等はございますか。

◆委員

4番は誰が請け負うのですか。

◆推進委員

埼玉県農林公社を通して戸島の〇〇〇〇さんに貸付けるものです。

◆委員

わかりました。

◆会長代理

そのほかございますか。

(なしの声あり)

それでは、次に移ります。

5番から10番の案件が八代地区となりますので、地区の推進委員、〇〇委員の意見を伺いたいと思います。

〇〇委員、よろしく申し上げます。

◆推進委員

まず、5番から申し上げます。

本件は、更新申請となります。貸付人と借受人は親子関係にありまして、貸付人の〇〇さんが農業者年金を受給するために使用貸借権を設定して、息子に経営移譲しています。今月末で設定期間が終わるため、更新手続を行うもので、特に問題はないと思います。

続いて、6番ですが、本件は新規申請となります。

貸付人の〇〇〇〇さんですが、昨年まで稲作を行っていた父親が亡くなり、田植機やコンバインが壊れたことから、稲作を続けることが困難になったため、貸すことにしたそうです。次の7番も貸付人は同じ〇〇さんですが、6番の借受人は戸島の〇〇〇〇さんで、7番の借受人は地元農家の〇〇〇〇さんになっています。これは、6番の申請地が〇〇さんの家から少し距離があるため、〇〇さんをお願いすることになったとのことでした。

借受人の〇〇さんは、農機具もそろっており、やる気のある方なので、本件については特に問題はないと思います。

そして、その7番ですが、本件も新規申請となります。

貸付人である〇〇さんの貸付理由は先ほどお話ししたとおりで、本件の3筆の農地は、地元農家である〇〇さんに貸すというものです。

借受人の〇〇さんもやる気のある方で、機械もそろっており、本件についても特に問題はないと思います。

続いて8番ですが、本件は新規申請となります。

貸付人の〇〇〇〇さんによりますと、2年ぐらい前までは亡くなった父親が稲作を行っていたそうですが、高齢であることや機械の故障も多くなってきたため、亡くなる前に相対で借受人の(有)〇〇をお願いしていたとのこと。今回、正式に手続を行うということですので、本件については特に問題はないと思います。

次の9番ですが、本件も新規申請となります。

貸付人の〇〇〇〇さんは、昨年まで稲刈りと乾燥を作業委託しながら夫婦で稲作を行

ってきましたが、利益が上がらず、高齢になってきたことから、借受人の（有）〇〇に全てをお願いすることにしたということです。本件についても特に問題はないと思います。

最後に、10番ですが、本件は新規申請となります。

貸付人の〇〇〇〇さんによりますと、10年ぐらい前から吉田地区の〇〇さんに相対で貸していましたが、昨年9月頃に来年からはできないとの話があり農協に相談したところ、戸島の〇〇〇〇さんを紹介されたそうです。その〇〇さんから埼玉県農林公社を通して借りたいとの話があり、今回の手続に至ったということです。本件についても特に問題はないと思います。

以上です。

◆会長代理

ありがとうございました。

〇〇委員に農用地利用集積計画について説明していただきましたが、質問等ございますか。

（なしの声あり）

それでは、次に移ります。

11番と12番の案件が行幸地区となりますので、地区の推進委員、〇〇委員の意見を伺いたいと思います。

〇〇委員、よろしくお願いします。

◆推進委員

まず、11番の貸付人の〇〇〇〇さんですが、自宅にお伺いして話をお聞きしました。

〇〇さんが所有しているのはこの農地のみです。高齢で農機具も所有していないため、5年前から借受人の〇〇〇〇さんをお願いしていたそうです。今回は、その設定期間が満了するので、更新申請をしたとのことでした。

次に、12番の案件も更新の申請となります。

貸付人の〇〇〇〇さんは勤めており、この案件の農地が少し遠方のため、年齢的なこともあり5年前から借受人の〇〇〇〇さんをお願いしていたそうです。今回、設定期間が満了のため更新申請をしたとのことでした。なお、ほかの5反の農地は自宅の周りがあるため自分自身で耕作をしていく予定ですが、いずれは誰かにお願いできればとのことでした。

そして、この2件の案件について、借受人の〇〇さんにも話をお伺いしてきました。

〇〇さんの話では、効率を考えると少し厳しい農地とのことでしたが、今回は引き受けたそうです。〇〇さんについては、設備や労働力等の利用権設定における借受人の要件は以前と特に変わっていないので、問題はないと考えています。

以上ですが、よろしくお願いします。

◆会長代理

ありがとうございました。

〇〇委員に農用地利用集積計画について説明していただきましたが、質問等ございますか。

(なしの声あり)

それでは、次に移ります。

13番の案件が幸手地区となりますので、地区の推進委員、〇〇委員の意見を伺いたいと思います。

〇〇委員、よろしくお願いします。

◆推進委員

本件は、更新の申請です。貸付人の〇〇〇〇さん及び借受人の〇〇〇〇さん、ともに本人から話を伺いました。

まず、貸付人の〇〇さんですが、5年前から借受人の〇〇さんに耕作をお願いしていましたが、今回契約期間が切れるため、再度契約を行うものです。〇〇さんは現在、息子と2人暮らしで、農機具は一切ないとのこと。

また、借受人の〇〇さんですが、これまでも農業委員会総会において借受人として何度も承認されています。〇〇さんは造園業も営んでおり、農業従事者も、家族、社員を含め十分とのこと。

以上のことから、今回の案件については問題ないと考えております。

以上です。

◆会長代理

ありがとうございました。

〇〇委員に農用地利用集積計画について説明していただきましたが、質問等はございますか。

(なしの声あり)

それでは、次に移ります。

14番から18番の案件が吉田地区となりますので、地区の推進委員、〇〇委員の意見を伺いたいと思います。

〇〇委員、お願いします。

◆推進委員

14番から18番の貸付人はそれぞれ違いますが、借受人がすべて(株)〇〇ということで、まとめて説明させていただきます。

3月23日にそれぞれの貸付人宅にお伺いし、話をお聞きしました。また、借受人の(株)〇〇については電話でお話を伺いました。

本件は、新規10年の賃貸借権設定になっております。

借受人の（株）〇〇は千葉県山武市にあり、位置的には成田市の南方で、申請地までは車で約2時間、距離は120kmぐらいということです。現在は、千葉県内で70町、茨城県かすみがうら市で10町ほど耕作し、主に麦、ソバ、大豆を生産販売しているとのこと。また、水稻についても面積は僅かですが、作付しているとのこと。

今回の申請に至った経緯は、（株）〇〇は主に耕作放棄地を中心に借りているとのことで、取引先である市内の製粉会社から申請地の紹介をされたそうです。申請地はほぼ休耕している土地であり管理する手間がかかるため、地権者の方々も貸すことにしたとのことでした。

なお、（株）〇〇は現在、従業員5名、季節労働者2名で農作物の生産を行い、農機具は一通り所有しています。農機具の配送用のトラック3台も所有しており、トラックで農機具を運んできて耕作する計画と伺いました。申請地には、麦、水稻の作付を予定しているそうです。

また、今後は埼玉県、茨城県で20町歩ぐらいに規模拡大を考えており、近くに乾燥調整施設、農機具倉庫等を造りたく、計画をしているということでした。近くで耕作放棄地など貸してもよいというところがありましたら1反から借りたいということなので、ぜひ紹介をしていただきたいとのことでした。

特に問題はないと思います。

以上です。

◆会長代理

ありがとうございました。

〇〇委員に農用地利用集積計画について説明していただきましたが、質問等はございますか。

（なしの声あり）

それでは、ただいまの農用地利用集積計画について承認することよろしいですか。

（異議なしの声あり）

それでは、議案第5号は承認されました。

議長を会長に戻し、進行をお願いしたいと思います。

（会長復席）

◆会長

それでは、続きまして議案第6号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案に対する意見についてを上程いたします。

事務局、説明をお願いします。

◆事務局

議案第6号をご覧ください。

議案第6号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案に対する意見について説明します。

権利の設定を受ける者、土地の所在、地目、面積、権利の種類、契約期間、賃借料、作物の順で読み上げさせていただきます。

一部内容を省略させていただきます。

番号1、上吉羽 〇〇〇〇、上吉羽〇〇外3筆、田、7,558㎡、賃貸借権設定、10年、10aあたり毎年JA埼玉みずほコシヒカリ1等米概算金30kg相当額、水稻。

番号2、戸島 〇〇〇〇、木立〇〇外20筆、田、27,036㎡、賃貸借権設定、10年、10aあたり毎年JA埼玉みずほコシヒカリ1等米概算金30kg相当額、水稻。

1番の〇〇氏は、認定農業者であり、年齢も若く、上吉羽地区で大規模に農業経営をしており、今回の土地を合わせて耕作していくことに特に問題はないと考えます。

2番の〇〇氏は、認定農業者であり、幸手市及び杉戸町で大規模に農業経営をしており、今回の土地を合わせて耕作していくことに特に問題はないと考えます。

以上です。

◆会長

こちらの農用地利用配分計画案について、質問等ございますか。

なければ、私から少し述べさせていただきます。2番の〇〇さんも若手で問題ないのですが、1番の〇〇さんがもういっぱいということでしょうか。

場所的に考えると、木立のあたりは1番の〇〇さんのほうがいい気がしたものですから、述べさせていただいたので、特に問題はないのですが。

◆委員

所有者の〇〇さんからは、理由は特に確認していません。

1番の〇〇さん、2番の〇〇さんの他に下吉羽の〇〇さんもいますが、〇〇さんはおそらく受けるつもりはないと思います。

◆会長

今までは下吉羽の〇〇さんが耕作していたということですか。

◆委員

いえ、去年までは〇〇さんがご自分で耕作していました。

◆会長

分かりました。

ほかにありませんか。

(なしの声あり)

それでは、農用地利用配分計画案について、意見なしということによろしいですか。

(異議なしの声あり)

それでは、議案第6号については終了いたします。

続いて、議案第7号幸手農業振興地域整備計画の変更についてを上程いたします。

事務局、説明をお願いいたします。

◆事務局

それでは、先月お配りした資料をお手元にご準備ください。

本案件につきましては、前回総会時に皆様にお配りして内容のご確認をお願いしておりました幸手農業振興地域整備計画の変更につきまして、皆様よりご意見を伺うものです。

はじめに、事務局のほうから、再度、説明をさせていただきます。

今回の案件は編入1件、除外が2件となっておりますが、編入の1番及び除外の1番は同じ場所です。

1番の案件については、平成2年に住宅建築のために必要な許可等を取得し造成工事まで完了しましたが、申出人の方が急に亡くなってしまい、建築には至らなかったというところです。今回、その土地におきまして、その方の親族が住宅建築を希望するという申出がありました。当時と申出者が替わるということで、一度編入をして、再度除外をしてから転用の手続きをすることとなります。

この除外につきましては、春日部農林振興センター及び市の開発担当等の協議の場が3月2日に設けられ、双方より特に支障はないとの意見をいただいております。

続いて、除外の2番につきましては、既存住宅の敷地拡張という内容です。拡張の理由については、物置の設置を検討していたのですが、敷地内に利用できるスペースの確保が困難なため、隣接する農地に敷地を拡張して物置を設置したいということです。

実は、現地に既にブロック及びフェンスが設置されていまして、このことについては、申出者ご本人に話をお聞きしました。従前は、格子状の低いブロックに、格子状の一般的によくあるようなフェンス等があったそうですが、庭に害獣のハクビシンやタヌキが侵入し、ふんだまりができてしまったり庭が荒らされたりして日常生活に支障があるため、それを防止したいと思っていたそうです。それで、現在の家に建て替える際に、その長年苦勞されてきた害獣の侵入を何とかして防ぎたいという思いでブロックを立ち上げて害獣が入る隙間のないようなフェンスを設置したのだそうです。ご本人は設置をすることがいいか悪いかというところは当然ご理解はいただいていたようですが、自分の生活を守るためにはやむを得ずということで、その設置に至ったということでした。

このことにつきましても、先ほど3月2日に開催された協議の場で、最終的に除外後の農地転用ということで、転用の許可権者である春日部農林振興センターの担当者は、被害防除ということを考慮すれば、理由次第では、ブロック及びフェンスの設置があっ

てもやむを得ないという意見でした。

以上です。

◆会長

ただいま説明をしていただきました。このことについて、意見等ございますか。

〇〇委員。

◆委員

今回のようにここまで頑丈なものを造ってしまったものを壊せというのは、なかなか言えない話だと思っておりますが、こういうことを防ぐために、どんな対応をこれからしていくか、そのあたりを少しお話しいただければと思うのですが。

◆会長

事務局、いかがですか。

◆事務局

今、〇〇委員からお話をいただいたように事前着工にあたるのではないかとこのころですが、当然ご本人もお気づきになっていました。これは長年の案件で、もう2年か3年ぐらいかけて相談をいただいて、やっと申請に至ったという状況です。

当時は、その拡張する敷地に建物がかかっているため認められないという話があり、今回の敷地にかかっている部分をよけて家を建て替えたそうです。その際に、冒頭、私のほうからも説明させていただいたような状況があったので、ご本人に直接確認はしませんでした。いいか悪いかというその辺の認識はご本人には当然あった上で、生活を守るということでした。

今までもそうですが、転用や除外については必ず相談票をいただいて、事務局及び除外を担当する市は、最終的な転用許可権者である春日部農林振興センターと協議をしつつ、それをやるには現場はどうしたらいいか、どこまでさせるべきか、それをやるのが妥当か、というところも当然検討をした上で進めております。今回の案件もそういった流れを踏んで申請に至っているということですので、ご理解をいただければと思います。

◆会長

私も、この件につきましては、おそらく以前建っていた家が農地にかかっていたので壊せば許可を出しますよと県が言ったというのを勘違いして、フェンスまで施工したということだと思っておりますので、今後はなるべく慎重に進めていくように、事務局から指導をいただきたいということでもよろしいでしょうか。

◆局長

すみません、少し補足をしてもよろしいでしょうか。

今後どうするかというお話ですが、今、相談は相談票ということで文字に起こされて出てきますが、回答は口頭や電話だったりするため、その回答内容を記録に残すように

はしてあります。それは全ての相談について、どういう内容で回答したのか記録に残すようにしてあるのですが、今後、言った言わないとか、内容がうまく伝わるかという問題もあるので、例えば書面での回答にするとか、そういった方向を考えていきたいと思っています。

この案件については、先ほど3年前から相談があったと説明しましたが、実は、3年前に相談があったときも、旧母屋がその農地に越境して建っていたため、それを是正しないと駄目ですよというお話の中で、申出者が建て替えをして、越境の部分を是正して、農地の部分を転用していきたいということで、今まで3年かかってきたというところですよ。

その当時、ブロックの話題も当然出まして、春日部農林振興センターにも相談をさせていただいております。その際、被害防除の観点から外構はやむを得ないでしょうという回答をもらって、相談があってから2か月ぐらいして、その旨を申出者に回答してあります。当時の記録を見ると、外構はいいですよという手書きの回答内容が書いてありました。おそらくそこで、こちら側が意図している外構というのと、相手方が考えていた外構というのが一致していなかったのでしょう。外構をやっていいと言われ、アライグマやハクビシンなどの害獣の被害で悩んでいらっしやっただので、その被害を防げるよう、今のような1.4mぐらいの高さのフェンスを施工されたのだと思います。

そのような行き違いがあったのだと思いますので、先ほど申し上げたように、今後は例えば外構といっても20cmぐらいまでとか、高さはブロックの外構までとか、そういった形で文字に残して回答するということを検討していきたいと思っています。

◆委員

昔は念書とか、そういうのがありましたが、そういうことは必要ないですかね。

◆委員

今後同じようなことがないように本人に自覚させるためには、それも必要かと思うんですが。

◆局長

そこまでは必要ないと思います。

◆委員

そこまでは我々の権限はないですよ。

◆委員

今、文書で残すと局長が言われたので、何かそういう方法もあるかと思ったのですが。

◆局長

回答するのを文書でということですよ。

今回、申出者もブロックなどの高さのある外構は駄目だということは十分理解してい

いただきましたので。

◆委員

説明を伺って、今回はやむを得ないと思いました。

ただ、やはりフェンスまでは違反という考え方でいいわけですね。

◆局長

違反にあたると考えられます。

◆委員

例えば、こういうふうに脇に畑が少しついているようなところに分家が出たという、どうしてもフェンスを作りたくなってしまうのでしょうか。もちろん、黙認はできないでしょうけれど。

◆委員

多少はやむを得ないでしょうね。

◆委員

事前着工なら駄目ということですね。

◆委員

判断が難しいところかと思えますけれども。

◆会長

事務局に今後、対策をきちんとしていただくということで、よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

次に進めさせていただきます。

続いて、議案第8号農地等の利用の最適化の推進に関する指針についてを上程いたします。

事務局、説明をお願いします。

◆事務局

(内容を説明する)

◆会長

農地等の利用の最適化の推進に関する指針について、現行と改正後ということで説明していただきました。このことについて、何か意見等ございますか。

◆委員

これは、今日、決定するということなんですか。

◆局長

今日、ご意見をいただいて、よろしければ公表することになります。公表は4月以降になります。農業委員会法が改正されるのが令和5年4月1日施行の予定なので、それ以降に公表します。

◆委員

結構長い文章でもありますし、直したところも結構ありますから、できれば持ち帰ってじっくり読んで、次回の農業委員会で確認するほうが良いと思ったのですが。

◆会長

農業委員会法等の改正に伴う改正で、この事務局案はそれに沿った内容で提示したわけですので。

〇〇委員、我々のところはまだ進んでないのですが、少しずつ現実に向かって行くためには、まず地図に落としたり、そういうところからスタートして行けばいいのではないかと私は思っております。

◆委員

わかりました。

◆会長

ほかに意見はございますか。

(なしの声あり)

それでは、指針案について承認するというところでよろしいですか。

(異議なしの声あり)

それでは、議案第8号指針案は承認されました。

次に、報告事項に入ります。

報告第1号、事務局、お願いします。

◆事務局

報告第1号をご覧ください。

農地法第4条第1項第8号の規定による届出についてでございます。

(市街化域内の農地転用4条の届出1件を報告する)

◆会長

続いて、報告第2号を事務局、お願いします。

◆事務局

雑草対応状況について報告いたします。

(各対応状況を報告する)

◆会長

続いて、報告第3号をお願いします。

◆事務局

報告第3号遊休農地の利用意向調査について報告いたします。

(利用意向調査について報告する)

◆会長

全ての議案が終わりましたので、局長にお返ししたいと思います。

◆局長

どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、次第5その他に移らせていただきます。

事務局から事務連絡がございます。

(事務局から事務連絡をおこなう)

長い時間にわたりまして、皆様お疲れさまでした。

最後に、閉会に当たりまして、会長代理よりご挨拶をお願いいたします。

会長代理、お願いいたします。

◆会長代理

(会長代理挨拶をする)

閉会 午後5時15分

会議の顛末を記載してその相違ないことを証するため、ここに署名します。

令和5年5月24日

議 長 船 川 由 孝

署名委員 江 森 正 之

署名委員 野 村 美左緒